



島根県報

平成18年 3 月31日 (金)
号外 第 23 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

監査公表

平成16年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置

監 査 委 員 公 表

島根県監査委員公表第 5 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第 6 項の規定に基づき、島根県知事から平成16年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成18年 3 月31日

島根県監査委員	藤 山 勉
同	絲 原 徳 康
同	生 田 洋 一
同	谷 本 敏

平成16年度包括外部監査の結果に基づき措置した内容等について

- 1 包括外部監査の特定事件
島根県企業局について
- 2 包括外部監査の結果に基づく措置等
次のとおり

監 査 結 果	措 置 等 の 内 容
<p>報告書中</p> <p>第3章 旭拠点工業団地造成事業</p> <p>第三 原因・・・なぜ売れないのか</p> <p>1工区は2工区に比べ造成単価が高いため、1、2工区の造成単価をプール計算して1工区の造成単価を下げたいという趣旨であろう。</p> <p>しかし、未造成の部分も造成したとして事業費を算定し、それを未造成部分も含めた全体面積で割って造成原価(単価)を算定する方法によれば、1工区を造成しなくても、造成原価(単価)を平準化でき、1工区の造成単価を下げられるはずである。</p> <p>工業団地予定地内の地元自治体先行取得地について、企業局に無償で貸し付けて造成まで行ない、土地代金は実際に土地の分譲が完了した時点で決済する方法をとれば、工業団地造成のリスクを、地元自治体も分担することになる。</p> <p>工業団地造成を要望する地元自治体が発注者としてリスクを分担することは合理的である。</p> <p>第四 一般会計からの「貸付金」「補助金」をめぐる問題</p> <p>「貸付金」要綱によれば、「利息をとらないことができる」となっている。</p> <p>無利息の場合、本来の利息分は「隠れた補助金」となる。</p> <p>少なくとも貸付資金調達のための金利相当の利息を付して返済してもらわなければ、県に利息分の損失が生じる。無利息は実質補助と同じである点は、明確に意識されるべきである。</p> <p>企業局と県一般会計の間の約定では、貸付利率及び貸付金の償還方法は、土地売却収入があった年度において、協議して定められている。これでは「土地が売れない限り返済しなくてよい」ことになり、返還しなくてもよい「補助金」と実質的には同じである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当時は、土地取得の経緯や造成単価を踏まえ、合理的理由があるものとして、1・2工区を同時期に造成したものである。 ・ 工業団地の用地取得については、事業主体が土地を取得し、地番を整理した上、分譲するのが原則と考えている。 江津地域拠点工業団地において、江津市有地の土地代金の決済について、分譲が完了した時点で行う方法が、如何なる経緯で昭和55年当時に採用されたのかは不明である。 ・ 土地売却時に返済される性格のため補助金ではなく貸付金としたものである。また、拠点工業団地造成事業の円滑な推進を図るため、政策的な判断から貸付金の利息をとらないことのできたものとしたものである。なお、島根あさひ社会復帰促進センター用地として平成18年度に法務省に売却する予定である。() <p>に同じ</p>

「補助金」であれば、支出の基準も厳しく、また、議会で予算が審議される際にも「補助金」としてより厳しく吟味されるべきものが、「貸付金」として表示されて議会の承認を経て、支出されていることは妥当でない。

実際に当事業への17億1千万円余の「貸付金」は、事業収入がほとんどないため、全額返済されておらず、今後の返済の見込も定かではない。

これでは、「補助金」として支出する際に必要な「吟味」をすることなく実質「補助金」が支出されたことを意味するので妥当でない。

「貸付金」を繰り出す場合には、確定できる返済期限、貸付利率を定め、それによって返済をさせるべきである。

仮に、返済期限が来ても返済ができない場合には、新たな借入を県からしてでも、一度返済するという「借換」をすべきだ。

せめて、「借換」をすることで、その度ごとに、貸している一般会計も、借りている企業局も、それぞれ自己が負っているものを自覚すべきである。

そして、議会においても、新たな「貸付金」が繰り出されることが、審議されるべきである。

売却収入のあった年度には、売却収入を県の一般会計に返済し、改めて、当該年度の企業債元利償還等に必要な資金を一般会計から借り入れるべきである。

しかし、実際には、4,550万7,917円は、一般会計からの借入金の返済には充てられず、そのまま企業債償還に充当され、当該年度の企業債元利償還等に必要な資金と4,550万7,917円の差額を一般会計からさらに借り入れるという方法がとられた。

しかし、たとえ企業局も県の一部とはいえ、あえて法が企業局を特別会計で運営することを求める趣旨からすれば、約定どおり一度返済し、さらに、借り入れるという方法をとるべきである。

また、差額分のみを借りる処理をすると、当年度をとってみれば、借入金が少なく済んだという表示になり、事業の実態を見誤らせることにつながる。

当事業の現在の状況からすると、当事業への「貸付金」がこれからも返済されない可能性がある。

仮に、現時点で未分譲地が全て売れたとしても、少なくとも7億8千万円余については返済できないことが確

・ 貸付金は、土地売却時に返済される性格のものであるが、貸付時に具体的な土地売却時期が見定めにくいものであるため、返済期限を定めなかったものである。

・ 事業を実施するにあたり、事業費財源として借り入れた企業債・一般会計借入金・他会計借入金等について、売却収入が入った際、いずれの借入の償還を優先すべきかという事については、各事業の事業開始の経緯等を勘案した上で判断されなければならないと思われる。

当該事業について、一般会計借入金を企業債償還の財源とすることは、「宅地造成事業貸付金貸付要項」に記載されているとおりである。

そうしたことも踏まえると、売却収入が入った際、優先順位としてはやはり外部機関である市中銀行等から借り入れた企業債の償還に第一に充てられるべきであり、当該措置については不適切なものではないと思われる。

ただし、表示については、差額分を借り入れたことが明確になるよう、決算書において表記することで対応したい。

・ 本県の現在のバランスシートは、総務省のマニュアルに従って作成しているものであるが、個々の貸付金の詳細な現状把握を前提として作成する方法となっていない。

定している。このように返済されないことが確定している「貸付金」が、「貸付金」としてそのままになっている。

その上、返済されないことが確定している「貸付金」がありながら、さらに「貸付金」が繰り出し続けられている。

返済されない「貸付金」が、企業局の会計書類上、返済される「借入金」として表示されることは、問題の発見を遅らせ、議会における判断を誤らせる。

また、県が試算したバランスシート（平成16年度版『島根の財政』P84）において、返済されない「貸付金」が、返済される「貸付金」と同じ「貸付金」の枠に計上され、表示されていることは、県の資産状況を見誤らせる。

旭拠点工業団地の分譲単価は、平成14年度に政策的に引き下げられ、その結果、分譲単価が、造成原価を割り込んだ。

造成原価より安い分譲単価（売価）で売却した場合、「売却損」が出る。

仮に、未分譲用地が、現在の分譲価格9,100円/㎡で全て売れた場合、合計15億6,400万円の「売却損」が発生する。平成15年度に1区画が分譲されたときは、「売却損」分1,700万円余について、県費から「価格差補填補助金」が繰り出された。

造成原価は利息算入によって今後も上がっていくので、「売却損」の額は今後も膨らんでいく。

第六 そもそも当事業への県費からの繰出しは妥当か

企業局の事業では、多くの場合、数十億円単位の資金を「先行投資」し、長期に渡って料金収入で回収することになるので、企業局が事業費の一部を一旦は県一般会計からの借り入れで調達することは合理的であり、許容できる。

さらに、事業費調達のためにした企業債の償還金についても、事業開始までに時間がかかる場合、事業開始からフルに料金回収ができるまでに時間がかかる場合などに、一旦県の一般会計からの「貸付金」をもって償還にあてることも、許容しうる。

しかし、本来であれば、事業収入によって年ごとの償還をすべき時期になっても事業収益があがらないために「貸付金」を繰り出す場合、県費からの繰出しをして償

・ 企業が土地を取得するのは時価であり、現状の地価にふさわしい分譲単価にするため、造成主体である企業局に対して造成原価と分譲単価の価格差を補填するためにこの補助制度を制定した。

・ 土地売却時に返済される性格のため補助金ではなく貸付金としたものである。また、拠点工業団地造成事業の円滑な推進を図るため、政策的な判断から貸付金の利息をとらないことができたとしたものである。

企業局の宅地造成事業会計内には、余剰資金がなく、企業債の借換が総務省で許可されないことから、一般会計の貸付金により企業債の償還財源を確保したものである。

還をすることにより、金利負担を抑えているものと理解できるが、その「貸付金」繰出しが妥当か否かは検討を要する。

事業として採算性がない事業への繰り出しであることを計画決定の時点において予見していた場合、企業債の償還原資としての繰出しを行なうことだけでなく造成費等の事業費としての「貸付金」繰出しも許されない。

採算がとれると見込んだものの、結果的にうまくいかず、採算がとれなくなったという場合の繰出しは、返済できなくなった負債の「肩代わり」であり、結果として「損失補填」としての繰り出しである。

当事業で言えば、少なくとも、分譲単価を、造成原価を割り込む額に引き下げた時点で、採算がとれないことは明確になったのであり、それ以後の繰出しは「損失補填」としての繰出しである。

つまり企業債はそのままでは「不良債務」とせざるを得ない、または企業局が「資金不足」となるだろうということなのだから、総務省の考え方からすれば、「経営健全化計画」が策定されなければならない場合である。

包括外部監査人としては「経営健全化計画」は当該事業の実態、特に、損失の状況を明確にすること、及び将来の当該事業の採算性が確保できる内容のものであり、その前提として、当該事業の存続が、住民の具体的利益になると地方公共団体が判断できる場合でないといけないと考えている。その上で一般会計からの繰り出しがはじめて是認される。

「売却損」の手当てについても、売却の都度、「価格差補填補助金」として繰り出すのではなく、「経営健全化計画」の中で見通しを立てた上で、繰り出すべきである。

財政課としても、「貸付金」の「貸手」として、合理的な「経営健全化計画」策定を促し、繰り出しの根拠を改めて、県と企業局双方において明確にすること、及び従前の一般会計の「貸付金」を引き続き「貸付金」として残すのであれば、その部分については、企業局が事業の収益力を回復して、その収益から、義務として確実に返済がなされるよう、絶えず、企業局の事業の実態、収益力の状態をモニタリングしておくことが必要である。

第七 当事業を企業局が行なうことの妥当性

当事業は、「採算性」の面ではなく、「中山間地対策」

・ 造成原価を下回る分譲単価の設定は、企業誘致による地域産業振興のため、企業立地動向、土地価格動向等を考慮し、県として決定したものである。

当該工業団地造成計画の経緯及び、県施策上の要請による単価設定という理由から、これに伴う損失は、一般会計の責任と負担において処理すべきものとした。

・ 当工業団地の造成は、浜田自動車道や石見空港の高速

という行政目的のための事業であったといえる。

だとすれば、「採算性」を旨とする企業局で行なうべき事業ではない。

今後は、企業局の事業からははずすという選択肢も検討すべきである。

「中山間地対策」という目的で当事業を行なうのであれば、「経営健全化計画」も、独立採算性を回復するための企業局の「経営健全化計画」ではなくて、「中山間地対策」目的の事業計画として策定されることになる。

しかし、「中山間地対策」目的で事業を行なうとしても、「中山間地対策」としての効果（例えば人口増加、所得増加等）を具体的に予測し、測定し、それを、かけた費用と衡量する、効果測定が厳密になされなければならない。

第八 当事業と刑務所誘致

工業団地事業とは異なる刑務所誘致を行うということは、当事業が当初の目的を達していないことを示すものである。

刑務所誘致を行なうのであれば、県は、当事業について工業団地事業としての評価をし、その「総括」をすべきである。

また、刑務所誘致が実現して土地が売却されれば、造成原価を割り込んだ部分について、県として、その損失処理にあたっては、県民に対して説明が尽くされねばならない。

交通網が整備されたのを機に、地域の産業、経済の発展と県民生活の向上を図り、若者の雇用の場を確保し、定住を促進するため、交通インフラの整備状況、用地、用水の確保、電力供給環境や積雪の影響度合い、周辺農地への影響度合いなどの観点から地区を選定し、政策判断として取り組んだものである。

団地造成主体の選定や分譲価格等については、業務の遂行能力や土地の造成価格などを十分に斟酌し、決定した。

なお、平成18年度には島根あさひ社会復帰促進センター用地として国に売却することが決定している。

・ 当時は、高速道路のインターチェンジ周辺を利用した工業団地が全国的に展開された背景もあり、多少高めの価格見通しではあったが、先行する隣県の大朝工業団地との価格競争力はあると判断した。

しかしながら、長引く景気低迷や産業構造の変化により進出企業が1社に止まったことは、結果として企業局としての事業の見通しや販売促進策が十分でなかった。

・ 浜田自動車道を積極的に活かし、企業誘致による地域振興を図るため、工業団地造成を行うこととし、積極的に企業誘致に取り組んできたところであるが、日本経済が低迷するなかで短期に所期の目的を達することは困難な状況にあった。

こうしたなかで法務省において刑務所新設の動きがあり、さらに従来とは方式を異にするPFIで整備されることになった。

旭拠点工業団地への刑務所設置決定に伴い、そこで働く職員やその家族、受刑者や関連業者での雇用などにより、旧旭町の人口に匹敵する人口増や経済活動の活発化が見込まれ、地域活性化に大きく貢献するビッグプロジェクトであり、企業誘致と同等あるいはそれ以上の効果が見込まれるところである。さらには、工業団地の早期、一挙の分譲が可能となる。

この施設用地の売却にあたっては、造成原価と不動産鑑定評価に基づく売却単価とに差が生ずることから、一般会計からの補助が必要となるが、島根あさひ社会復帰促進センターの設置に伴い、地方交付税や地方税の増、経済波及効果など、県にとっても、地域にとっても非常に大きなメリットが生ずることとなる。

また、企業誘致の場合においても、企業会計への価格

第九 未成宅地の会計処理の問題

「完成宅地」の取得価額は、一般の「棚卸資産」と同様に、適正な原価計算基準に従って、製造原価を計算して算出すべきものである。

したがって、「未成宅地」に計上できるのは、「完成宅地」に振り替えたときに、「取得価額」算出の際の「製造原価」の計算に算入できるもの、つまり、原価性のあるものだけである。

宅地造成事業において、「建設利息」を「未成宅地」に算入できるのは、「建設利息」に「原価性」を認めうる場合、つまり、土地造成事業が予定事業期間内に正常に行なわれ、それが完了した時までである。予期し得なかった事態の発生により、開発の工事が異常に延びることとなった場合、開発計画の変更によって、開発工事が中止されたような場合などには、「建設利息」支払は、将来の「完成土地獲得」につながらないので、もはや「建設利息」に原価性は認められない。分譲期間経過後の管理費用も同様である。原価性の認められないものを「未成宅地」に乗せ続けると、損益計算上、「営業外費用」が少なくなり、「損益計算書」は、「完成宅地」に振り替えた場合よりも、収益力があるかのような表示になる。

また、貸借対照表の「資産の部」の計上金額が大きくなり、一見すると数字上は資産価値が増加するかのように表示されることになり、企業局の会計実態を見誤らせることから妥当でない。

また、企業局では、事業開始前に「分譲期間」の終期を定めるということをしていないとのことであるが、事業開始前に適正な事業期間を定めていないとすれば、その事自体が問題である。

第十 A社に関する経緯

「協定書」は企業が進出をしなかった場合の、県に対する企業の損害賠償義務が規定されているが、当該規定

差補助や、企業の土地取得、施設整備に対する補助制度を設けていたところであり、法務省への売却に伴う企業会計への補助については、こうした点からも妥当性があると考えている。

このことについては、9月県議会において説明したところであるが、今後予算化にあたって再度説明を行い、理解を得たい。

- ・ 完成した分譲地について、「未成宅地」勘定のままで残していたことは、会計処理上適当でない面もあるが、「完成宅地」勘定への振替については、一般会計と企業会計間の責任と負担のあり方、資金調達方法など総合的な観点から検討を行いたい。

- ・ 協定書は、契約前の確定測量や整地などのために結んだものであり、調査終了後速やかに分譲契約を締結する

には期限が設定されておらず、企業に対して、期限を切つて土地購入及び工場建設を求めることができない。

少なくとも、期限を切つて県が次の買い手を探さることができるような「協定書」のあり方を考えるべきだ。

企業が工業団地への進出を判断する際に、どれほどの企業集積が確定しているかは企業の重要な判断要素である。

パンフレット等には「予約済」等、売買契約が成立した場所と区別できるよう、表示を分けて、状況が誤りなく、表示されるよう検討すべきである。

第十一 当事業についての報告を終えるにあたって

旭拠点工業団地は企業局の事業であるが、企業局は、県の決めた造成計画の基本方針に基づいて造成事業を行ない、分譲価格も県が決め、企業誘致も県が中心となつて行なうこととなっている。

だとすれば、現在の旭拠点工業団地の状況は、県の事業決定の帰結であり、当事業の結果責任は、県にある。県は、当事業を総括すること、なぜこのような結果になったのかを、将来のためにも自ら検証し、分析しなければならない。

仮に、当事業を「中山間地対策」として改めて位置づけて行なうのであれば、県は、その変更の経緯と理由を、議会及び県民に説明すべきである。

ことから期限を切っていないものと考えられる。

今後は、工業団地への企業誘致を円滑に進めるためにも期限を設定する考えである。

・ 旭拠点工業団地については、平成17年3月に矯正施設の誘致が決定し、パンフレット等による企業誘致活動は終了したが、今後、他の工業団地について誘致活動を行う際には、パンフレット、ホームページ等への正確な情報をよりわかりやすい表示で行いたい。

・ この団地が計画された当初は、国の全国総合開発計画（四全総・1987～2000）で多極分散型国土形成を基本目標としており、それを受けて本県でも県土の均衡ある発展をめざし、「伸びゆく島根21世紀計画」を踏まえ、平成3年2月に策定した島根県第2次中期計画（1991～1995）において県西部に工業団地を作る方針が示された。そこで土地価格、交通等のインフラ整備状況など総合的な判断からこの地に計画されたものである。

造成が終わり積極的に企業誘致に取り組んだ結果、1社の立地と2社の具体的な立地案件はあったが、長引く不況の中で早期の完売は困難となった。

こうしたなかで法務省において刑務所新設の動きがあり、そこで働く職員やその家族、受刑者や関連業者での雇用などにより、旧旭町の人口に匹敵する人口増や経済活動の活発化が見込まれたため、方針を変更し、誘致活動に取り組んだ結果、刑務所設置が決定されたところである。

第4章 八戸川工業用水道事業

第三 およそ返還されることのない「貸付金」の問題

財政課としては企業局への「貸付金」について「全額回収を前提、ただし中期財政見通しには盛り込んでいない」とのことであった。しかし、当事業への「貸付金」は、当事業の状況からして、およそ返済の見込みはないのだから、「回収を前提」とする考え方は当事業においては当てはまらない。

したがって、県は、当事業への「貸付金」を、回収不能として、欠損処理をして、県が試算した「貸借対照表」の「資産の部」からははずすべきである。返済されない

・ 将来の事業実施に伴う水道利用料金収入をもって貸付金が返済される前提で貸付金としたものである。

「貸付金」が、返済される「貸付金」と同じ「貸付金」の枠に計上され、表示されていることは、県の資産状況を見誤らせる。

第四 当事業が、会計上、「建設仮勘定」とされていることの問題

当事業は、現時点でも「本勘定」になっておらず、「建設仮勘定」とされている。

「建設仮勘定」に計上しうるのは、「固定資産」に振り替えたときに、「取得価額」に算入できるもの、つまり、原価計算基準に従って製造原価に含められるものでなくてはならない。

しかるに、企業局においては、「建設に要する借入資本の利子で稼働前の期間に属するものは、これを取得原価に算入することができる（企業会計原則と関係諸法令との調整に関する連続意見書）」とされていることを理由に、事業休止中の「建設利息」を「建設仮勘定」に追加計上している。「建設利息」以外の関連費用についても同様に「建設仮勘定」に追加計上している。

しかし、事業休止の場合には、もはや「建設利息」や関連費用を「建設仮勘定」に計上することは妥当でない。

「建設仮勘定」という科目は、「建設途上」の事業で置かれる科目なので、これが置かれていることは、「これから事業が始まる」ことを意味するが、当事業のように、開始後25年間もそのままになっており、事業開始の見込がないものがあたかも「これから事業が始まる」ように表示されることは事業実態を見誤らせる。

貸借対照表の「資産の部」にある「建設仮勘定」に、「建設利息」や関連費用を乗せ続けると、「資産の部」の計上金額が大きくなり、一見すると数字上は資産価値が増加しているかのように表示されることになる。事業活動が全く行なわれていない当事業でも、貸借対照表の資産の部の総額が毎年増えていっている。これは、事業実態を見誤らせる。

第五 事業の「総括」が行なわれず、検討がなされなかったことの問題性

当事業に採算性がないことは、遅くとも、江の川工業用水道事業 5 万トン切り離して実施することとした時点で、わかっていたはずだ。だとすれば、当事業の15万 3 千トンはどうすべきかを、当事業を企業局の事業として置いておくことが妥当かを含めて検討し、決断する

・ 第五で述べる検討結果に基づき処理したい。

・ 昭和40年代の江の川流域振興のため、県の政策的判断のもとに実施されたものであるが、存廃を含めた未利用容量の今後の具体的な有効活用策について検討を行っているところであり、併せて、その結果を踏まえ、企業会計と一般会計間における責任と負担のあり方について検

ことをすべきだ。

だが、現実には、江の川工業用水道事業の切り離し実施後、当事業については、何ら検討されることすらなく、25年が経過した。

また、当事業の大本となった『八戸川総合開発事業計画』が、企業局以外の部局で検討されることもなく、同計画は、これを中止するとの決定もなされないままである。

見込のない事業であれば、早期に清算するなり、何らかの「整理」の方法を検討してしかるべきではないか。「独立採算」を旨とする企業局に、事業活動を全く行なわず、支出の全てを県が負担する事業を置いたまま、その解決に何ら動かなかったことは、企業局自身の問題であるとともに、県知事部局の問題でもある。

また、事業活動を行っていない事業に、毎年「貸付金」「補助金」が出し続けられている点は、本来、監査委員監査において財務上の問題として指摘されるべき事項であると考ええる。

第六 「行政評価」への取り組みを適切に行なうべきことについて

当事業について、「行政評価」をするとすれば、事業活動が行なわれていない以上、「行なわれていない」ということがわからなければならない。

八戸川工業用水道事業についての行政評価シートでは、「対象」を「江津地域の受水企業」とし、「意図(対象をどのような状態にしたいのか)」を「生産活動が円滑に行えるようにする」としているが、当事業に受水企業はなく、当事業による生産活動は行なわれていない。

これは県民に対して当事業の実態について誤った情報を与えることになる。この事業の状況を的確に伝えるとともに、事業における課題を適切にとらえた行政評価となるように、企業局として検討すべきである。

第七 当事業についての意見

当事業は、事業活動が全く行なわれておらず、今後も事業開始は絶望的である。発生する支出を全て一般会計が負担しながら、今後もこの事業を、「独立採算」で行なうべき企業局で行なうことは妥当でない。

少なくとも、企業局の事業としては直ちに廃止して、県本体に戻すべきである。そして、当事業を企業局からはずしたとして、次は、事業を廃止するか、県で事業を

討を行う。

・ 決算審査意見の中で、一義的には江の川工業用水道事業、江の川水道事業両事業による水需要拡大が重要であると考え、早期の用水型企業の誘致と上水道事業の売水率対策について、度々意見を述べてきたところであるが、八戸川工業用水道建設事業については、これまでふれていなかった。

この間、用水型企业で進出したのは1社のみであり、上水道事業もその後の人口の伸び悩み等による売水率の低迷が続いており、早期の水需要拡大は望めないのが現状である。

従って、平成16年度の審査意見では、八戸川工業用水道建設事業による用水全量についての具体的活用計画が早急に必要であると判断し、「県と一体となって早急に今後の活用方策を検討されたい。」との意見を述べたところである。

・ 県民に解りやすく適切なものとなるよう努めたい。

・ 昭和40年代の江の川流域振興のため、県の政策的判断のもとに実施されたものであるが、存廃を含めた未利用容量の今後の具体的な有効活用策について検討を行っているところであり、併せて、その結果を踏まえ、企業会計と一般会計間における責任と負担のあり方について検討を行う。

継続するか、事業廃止の場合は、事業開始時に当事業に対して受けた国庫補助金の返還を求められる可能性があることなど、生じてくる問題を踏まえて検討する必要がある。

22万 2 千トンの用水利用の権利を18億円を投じながら、事業見込が立たず、価値がないに等しい「用水利用の権利」しか得られない、今後も得られる見込はないという「結果」は、県財政上、重く受け止めるべきだ。

浅利他の工業団地には結局八戸ダムから工業用水道は引かれておらず、22万 2 千トンの水需要見込は実際は全く実現しなかった。切り離し実施した江の川工業用水道の売水量も800トンで、需要見込の誤りの度合いが極めて大きい。少なくとも22万 2 千トンの需要見込にどれだけの現実性があったのかは疑問である。

なぜ、このようなことになったのか、当初の需要見込の誤りなのか、その後の経済情勢の変化によって需要が大きく変動したのか、それとも別の要因があったのかを検討し、当事業がこのような結果となった原因を分析すること、どの時点でなしたどういう判断が、このような結果を導いたのかを明らかにすることは重要である。

- ・ 昭和40年代の江の川分水から生じたものであり、地元要望を踏まえて江の川流域の振興という政策的判断により実施されたものと考えているが、現時点で考えれば、実現の可能性について、企業局として検討すべきであった。

第 5 章 江の川工業用水道事業

第四 平成 7 年度の会計処理について

3 万 5 千トン分の減価償却費分を事業収支に含めないということは、今後も収益獲得に貢献することがない、すなわち、事業性がないと判断したということに他ならない。

その上で、県の行なった「貸付金」の「補助金」への振り替えは、返済されるはずの「貸付金」を返って来ない「補助金」に振り替えたという意味で、実質的には一般会計「貸付金」債権の放棄である。

さらに、「企業債」元金繰り上げ償還のための「補助金」支出は、県一般会計が新たに実質的な支出をして「企業債」を肩代わりするということである。

このことは、県知事部局が、当初の 5 万トン計画の需要見込みの誤りを認識するとともに、事業決定を行なった県本体の責任を明確にしたものと評価することができるが、次の点は、なお問題として残る。

責任明確化を行なうべき時期としては、平成 8 年の供給開始時ではなく、第一期計画施設が完成しても給水企業の具体的な見込がないことがわかった時点（昭和60年

- ・ 江の川工業用水道事業において、昭和54年度当時に工業用水の開発規模を日量50,000m³としたのは、需要見込みに当たり、財団法人日本立地センターの調査データをもとに県として判断したものである。

その後、社会経済状況の変化により、水利用型企業の誘致が進まなかったことから、浄水施設等をより現実的な日量15,000m³に縮小した。

既設置の取水施設等についても、規模縮小に相当する日量35,000m³部分の減価償却を一般会計補助金を受けて、みなし償却を行ったものである。

3 月)、遅くとも昭和65年(平成 2 年)を過ぎた時点で行なうべきではなかったか。県は、「昭和65年までに誘致できれば採算がとれる」としていたのであり、それを過ぎて誘致の具体的な見込がなければ、採算がとれないことは県自身も認識していたからである。

当事業は、施設完成後10年以上も具体的な給水の見込がなかった期間は「建設仮勘定」勘定にあつたため、「損失」の発生は会計書類に現れない。それが事業開始によって「本勘定」に振り替えることになったことで明らかになり、対応がとられたものと考えられる。

つまり、「建設仮勘定」にあることが企業局の会計実態を見誤らせ、対応を遅らせた可能性がある。早期に具体的な「経営健全化計画」を策定するという対応をとるべきである。

現在、用水型企業の工業団地誘致の具体的な見込みはない。

そういう状況の中で、平成 7、8 年度の「補助金」による企業債の繰上償還によって企業債元利償還金負担が相当程度軽減されているにも関わらず、なお、平成 8 年の供給開始以降営業損失を計上し続けている。そして、平成 8 年度以降平成15年度までの企業債元金償還のための「貸付金」累計額は 6 億 3 千万円余、企業債利息支払のための「補助金」累計額は 6 億 6 千万円余になる。これらの事実からすれば、3 万 5 千トン整理後の事業規模でも「収支相償う」見込はないといわざるを得ない。平成 7 年度と同様の「支援」を実施することによって、現在の 1 万 5 千トンの事業規模を、現実の事業規模相応に整理し、「責任 の明確化」をすべきではないか。

収益獲得に貢献しない施設設備は、「貸借対照表」の「固定資産」から除かれるべきである。そうでないと、収益獲得に貢献しない施設設備が「貸借対照表」の「資産の部」に置かれることにより、適正な期間損益計算を害する。

しかるに、平成 7 年度の「支援」の際には、「貸付金」から「補助金」への振り替え、「補助金」による「企業債」の繰り上げ償還が行なわれたのみで、「固定資産」の除却は行なわれていない。

企業局会計においては、「貸付金」も「企業債」も「補助金」もみな、「貸借対照表」の「資本の部」に計上されているので、「貸付金」及び「企業債」を減らし

・ 当該団地は、平成20年代中頃には江津市内とアクセス道路が直結される。また、豊富な工業用水が具備されていることも、大きなセールスポイントである。

今後とも、水利用型企業や地元企業をはじめとする新産業開発の受け皿として、PR活動に取り組みながら、当分の間、推移を見極めたい。

・ 実際の資産は存続しているものであり、会計処理上、除却することはできない。

なお、資産の実態、管理面を考慮すると固定資産の除去等は困難と考える。

て「補助金」に振り替えても、「資本の部」の合計額は変わらない。「貸付金」「企業債」を「補助金」に振り替えただけで、固定資産の除却をしない結果、「貸借対照表」の「資産の部」に収益獲得に貢献しない施設設備が計上されていることになり、「貸借対照表」が事業実態を表さないものとなっている。

平成7年度の処理に従えば、「支援」した減価償却費相当額19億7千万円余については、除却等の処理によって、固定資産から除く処理がなされるべきである。

第五 当事業に県費から繰り出された「貸付金」の処理について

「独立採算」であるべき企業局の事業における「損失補填」は、「経営健全化計画」を策定した上で行なわれるべきであり、当該「経営健全化計画」は当該事業が収益力を回復して採算性を確保できるような具体的な内容のものでなければならない。

この立場からすると、「経営健全化計画」を立てず行なった「支援」は、まさに、実質的な「損失補填」であり、問題であると考える。

当事業においても、今後行なう他の事業との関連、企業局の将来のあり方を見通した上で、収益力を回復して事業の採算性を確保できるような「経営健全化計画」が早期に策定されるべきである。

第六 他事業における「責任の明確化」の必要性

当事業における、平成7、8年度の「支援」の際には、多額の未処理欠損金が発生すること、償還の見込みのない多額の借入金をかかえることになることが「従来ルールで営業開始した場合の問題点」とされた結果、当該「支援」を決定している。

同様の状態は旭拠点工業団地事業など企業局の他の事業にも認められるとすれば、当事業で行なったような「責任の明確化」を他の事業においても実施すべきではないか。

第七 当事業についての意見

当事業は運転費用分を賄える程度の料金収入しか得られず、「独立採算制」を基本とする企業局の事業としては続けられるものではなく、本来なら直ちに廃止すべき事業である。

しかし、廃止した場合の多額のコストに対して、事業

・ 一般会計からの貸付金については、今後、事業の性質により、一般会計と企業会計間の責任と負担を明確化する中で、どうあるべきか検討したい。

・ 一般会計からの貸付金については、今後、事業の性質により、一般会計と企業会計間の責任と負担を明確化する中で、どうあるべきか検討したい。

・ 一般会計からの貸付金については、今後、事業の性質により、一般会計と企業会計間の責任と負担を明確化する中で、どうあるべきか検討したい。

なお、水利用企業の進出が確実に見込まれない限り、新規開発の投資を行う考えはない。

を廃止しても支出は減らないということ、さらに、既に整備された江津拠点工業団地への工業用水利用企業の誘致の可能性は「皆無」ではないことからすると、当事業は継続せざるを得ないと考える。

さらに、当事業は企業局西部事務所において江の川水道事業と共同で行なっているということからも、当事業はこのまま企業局で行なうことにならざるを得ないだろう。

当事業継続にあたっては「経営健全化計画」の策定が必要であり、その中では、現在の事業実態を招いた原因を分析し、明らかにすべきである。そして、採算性確保の具体的見通しを立てた上でなければ、今後、新たな投資（設備新設等）は一切すべきでない。

第 6 章 江津拠点工業団地事業

第三 当面造成はせずに用地取得のみとするの方針を変更して造成まで行なった点について

用地取得費 5 億 4 千万円余、造成費16億 5 千万円余と企業債利息は、「土地が売れない」場合、そのまま県の損失になる。

「当面造成せず、企業立地の様子をみながら造成するかどうか決める」との方針は、需要見込が厳しく、企業立地の実現までかなりの時間がかかるとの認識の下で、県の損失のリスク回避の意味があった。

しかし、その後、分譲が進まないという結果の中で、方針変更によって造成まで行なったことによって、土地が売れない場合の損失リスクは顕在化した。造成までおこなったことによる県の支出の増大を試算すると、現状のまま残りの造成済用地が売れなかった場合には 9 億 9 千万円余、一方、造成済の残りの土地を12,000円 / m²で全て売却できた場合には、土地取得のみにとどめた場合との差は 5 千万円余になる。今後土地売却ができなかった場合には、県の負担が大きくなる。

「当面造成しない」との方針から「造成する」への方針変更はこれだけの重い内容の決定なのだから、このような重大な決定が仮に、十分検討されないままになされたとすれば、それは極めて大きな問題である。十分な検討がなされていたとしても、方針変更の決定の経緯が記録に止められておらず、後日、その決定についての検証ができないこと、それ自体も問題である。

第四 江津市からの土地取得に関して、「分譲完了後代

・ 方針変更に係る当時の経緯は不明であるが、現在の書類処理の基準から言えば適切でなかったと考える。

金決済」の協定に反する処理が行なわれたことについて

江津拠点工業団地予定地には、江津市有地が含まれていた。県は市に対して、市有地については企業局に無償で貸付け、分譲完了の時点で土地代金を決済することを要請し、市はこれを了解した。この趣旨は、立地企業がない場合のリスクを企業局とともに地元市も分担するということであり、江津市の要望に沿った江津拠点工業団地事業について市がリスクを分担するのは合理的である。

しかし、実際には「協議」と異なる処理がされた。そのために、実際に、リスク分担の趣旨が全うされない事態が起きている。分筆や名義変更のみの先行という選択肢も考えられた。

第五 当事業に県費から繰出された「貸付金」の処理

当事業は分譲開始からすでに約20年たっているにもかかわらず、土地の売却収入だけでは企業債の元利償還ができないために、県の一般会計から「貸付金」を繰出して企業債の元利償還をし、この15年間に繰り出した「貸付金」の元金は返済されていない。

一方、売却収入があっても「貸付金」の返済には回されず、元利償還に必要な額と売却収入との差額分をさらに「貸付金」として繰り出すことが行なわれてきた。

当事業の採算の状況、特に、造成済の工場用地を全て現在の分譲単価で売却しても県費「貸付金」のうち、8億3千万円余は返済できないこと、そして、さらに、当事業が分譲開始から既に20年近く経過しているということからすれば、当事業への繰出しは、すでに採算がとれなくなった事業への「損失補填」としての繰出しと言わざるを得ない。したがって、当事業は、総務省の考え方からすれば、「経営健全化計画」が策定されなければならない場合である。

具体的な内容の「経営健全化計画」を策定した上で、計画に従って繰出しがなされるべきである。

当事業では「貸付金」の利息に利率の約定がある。但し、約定では支払い時期が特定されていないため、支払いはされていない。利息は、本来、毎年発生し、元金の返済がなされなくとも、利息支払はなされるべきものである。

仮に、利息支払がなされていない場合にも、貸借対照表上、「負債の部」に未払利息として計上しておかねば

・ 当該団地の用地買い取り方法は、公簿面積に一定の伸び率を掛けたものを実測面積とし、所有権移転登記は公簿面積をもって行っている。仮に協定に従い分筆処理をすれば、確定測量を伴うことから無駄な費用と労力を要する。その上、分譲時に企業及び江津市と同時契約し、登記処理を先行し、企業への所有権移転の登記後、代金決済となるなど現実的な事務処理ではないと判断したものである。

・ 一般会計からの貸付金については、今後、事業の性質により、一般会計と企業会計間の責任と負担を明確化の中で、どうあるべきか検討したい。

・ 造成が完了した事業地については、完成宅地とし、未払利息として収益的支出予算で計上する。

なお、当該事業の約定の内容については、一般会計・企業会計両者が合意しているものである。

ならない。

しかし、当事業における 4 億 9 千万円余の未払利息は貸借対照表上に計上されていない。この会計処理は直ちに改めるべきである。さらに、貸付契約においては利息、返済期限のあり方についても改めるべきである。

「経営健全化計画」を速やかに策定して、今後の方向を決めることが何よりも重要だ。計画を策定するにあたっては、具体的な期間を定め、その間の計画・目標を総合的で具体的に定める必要がある。そして、絶えず、その計画、目標がどれだけ達成できているかを確認しなくてはならない。仮に予め定めた期間を経過しても、その目標、計画が達成できていないのであればその原因を分析した上で、再度、新たな「計画」を策定し、方針を決める、ということをして行かねばならない。

計画には、全県的な企業誘致の見込と戦略、江津拠点工業団地の「魅力」づくりと販売戦略及び売却見込の予測、未造成地の取扱い、過去の「貸付金」について、そのうちどれだけを「債権カット」とするのか、「債権カット」しない部分の具体的な償還計画などあらゆる観点からの検討を行い、決断し、その結果を関連づけながら、短期・中期・長期それぞれのスパンでの計画が盛り込まれねばならない。

現在、財政課は、企業局への「貸付金」について、「返済を前提としている」としながらも、「債権整理」にあたることをしていない。その結果、事業収入がない、ないから返せない、だから返さない、という状態を継続させている。

法が企業局会計を「特別会計」として一般会計から区別する趣旨からすれば、たとえ、同じ県庁の中であっても、貸し手と借り手との間の緊張関係を維持して、「借りた「貸付金」は返済する」ことをすべきである。そして、返済できないのであれば、返済不能を前提に、一般会計としてそれをどう扱うかを決断し、計画を立て、「貸付金」として残す部分については、その返済計画にしたがって、必ず返済するようにすべきだ。

第六 「買戻し」の際の会計処理の問題

D 区画のうち、8,800㎡を D 社に売却し、その後、D 社が進出を断念したため、売却された土地は企業局が買戻した。

・ 一般会計からの貸付金については、今後、事業の性質により、一般会計と企業会計間の責任と負担を明確化の中で、どうあるべきか検討したい。

・ 土地売却時に返済される前提で貸付金としたものである。

・ 新たな分譲用地としての取得を行う観点に立って行ったものであるが、今後、買戻し特約に基づくものについては、指摘のとおり会計処理を改めたい。

その際、いったん「完成宅地」にしていたものを再び「未成宅地」勘定に戻すという処理がなされているが、「未成宅地」には原価性の認められるものでなければ計上できないことからすれば、この処理は極めて問題である。

「買戻し」の際には約定に従って撤退企業から違約金約 8 百万円を受けたが、この「違約金」は「貸付金」の返済には回されなかった。

買戻した土地の一部が平成14年に別の企業に売却されたが、その売却代金も「貸付金」の返済には回されなかった。同年度は、買戻した土地の売却以外にも 2 件の売却があり、合計 1 億 3 千万円余の売却収入があったが、これらは、そのまま企業債元利償還や損益勘定留保資金（後日の事業のために利益を留保しておく）等に回され、「貸付金」の返済には回されなかった。

「違約金収入」があったときも、「売却収入」があったときも、「貸付金」をいったん返して新たに借りるのではなく、当年度の借入の必要額と収入額との差額を新たに借り入れる処理しているが、企業局を特別会計とする趣旨からして、また、貸し借りの実態と会計実態を明らかにする意味があることから、差額処理ではなく、一旦返して、新たに貸付の是非を検討の上、貸し付けることをすべきである。

第八 その他の問題

未買収地の無断利用について、適時の見回りを行なう等によって、適正な工業団地管理が必要であること、取得した土地の中の未登記の土地について、早期に権利関係の確定をするよう対応すべきこと、さらには、パンフレット、ホームページ（HP）等については、「売り手」として「買い手」に情報を提供する場であり、正確な情報提示の観点から、江津市と県のHPの記載内容の齟齬や、HPの情報の更新が遅れているという点についても、今後は、監査委員によって監査されるべきと考える。

- ・ 当該収入については、売却収入と同様に、後日の事業の財源とするために、利益剰余金として内部留保したものである。

- ・ 立地した企業に対して定期的に訪問し、行政等に対する要望等の聴取を行うとともに、分譲地の不適正使用がないか監視する。

また、パンフレット、ホームページ等による情報提供にあたっては最新情報を掲載する。

- ・ 無断利用されていた用地については、賃貸借契約を締結し改善を図ったところである。今後も巡回監視を行うことにより、団地内の適切な管理に努める。また、未登記用地の解消に向けて取り組みたい。

なお、パンフレットやホームページは随時更新し、利用者に最新の情報を的確に提供した。

- ・ 企業局のパンフレット、ホームページ等による情報提供のあり方については、平成16年度決算審査において、企業局の経営状況、各事業の内容等を正確かつ的確に提供するために、ホームページ等の内容を適宜更新し、最新の情報を掲載するよう審査意見を付したところである。

第九 県が戦略的観点から、江津工業団地に対するスタンスを決断すべき時期に来ていることについて

現在、江の川工業用水道は、ポンプ設備を持たず、高台にある上水場から自然流下方式で給水をしている。造成済の土地のうち、A区画とB区画以外の区画に給水するには新たにポンプ設備を建設する必要がある。

造成済用地の63%が売却されるに至って、残る工場用地はE区画、C区画の1画とA区画のみとなったが、E、C工区は土地も狭く、既存企業との位置関係等から少なからず売りにくい状態になっている。

今後、用水型でない、小規模な土地を要する企業が進出を希望したときにどうするか、A区画への大型用水型企業誘致を断念し、A区画を小さく区切って分譲する案、A区画は用水型企業のために空けておき、用水型でない企業のために、未造成部分を造成する案、江津工業団地における新たな造成は行わず、大型用水型企業以外の誘致はやめ、A区画は用水型企業のために空けておく案、いずれの選択肢をとるかは、江津工業団地についてのみ考えて決断することはできない。

用水型企業ということであれば、企業からの引き合いに対して、神戸川工業用水道を利用する工業団地と江津拠点工業団地とどちらを優先させるかを決断しなければならない。さらに、厳しい財政状況にあっては、他業種の企業を誘致するための県の資金とエネルギーも極めて限られてくるのだから、極めて限りある資金を「選択と集中」させるためには、全体を見渡しての戦略的な判断が必要だ。以上の点も「経営健全化計画」の中身として考えられるべきだ。

また、監査委員監査では、ここ数年江津工業団地への企業誘致について「引き続き用水型企業の誘致に努力されたい」との指摘が継続しているが、このような指摘にとどめるだけでは不十分ではないかと考える。

今後は、例月出納検査等を通じて、その確認を行っていく考えである。

・ A区画を分割して分譲することも視野に入れ、大型の用水型企業に拘らず柔軟な対応を図ることとし、併せて江の川工業用水の売却促進に努めることとしたい。

・ 工業団地の特色を踏まえた誘致活動を展開する。

・ 江津拠点工業団地への企業誘致は、雇用の場を形成して若年層の定着を図るなど石央地域振興の重要課題である。そのためには、豊富な工業用水を有する有利性を生かし、成長性と安定性を備えた用水型企業の誘致が最も有効であることから、これまで決算審査意見の中でも、あらゆる努力を傾注して用水型企業の誘致に努めるよう意見を述べてきたところである。

しかし、現状では企業誘致の見通しは厳しく、用水型企業の進出も現在までのところ1社のみであり、今後は

第十 企業誘致について

戦略的見地から当事業に対するスタンスを決めるにあたって、前提となるのは、江津拠点工業団地の「全国区」での「競争力」を、水の質、価格、土地の値段、輸送コスト、労働力確保のしやすさ、労働力の質等、さまざまな側面から検討し、江津拠点工業団地への企業誘致の見込をシビアに見極めることだ。

これらも、「経営健全化計画」策定にあたって必ず検討すべき事柄であり、その検討の結果は、「経営健全化計画」に明示されるべきである。

島根県は消費地に近い他県の工業団地に比べればハンディがあることから、県は企業誘致において「土地が安価である」ということ、「企業立地助成金」、工業用水道料金の補助制度、土地を安くするための価格差補填補助金などという形で「他県にひけをとらない優遇制度」をもって、企業誘致を進めようとする。しかし、これはいずれも島根県が「我が身＝県費を削って」作りだしている「魅力」だが、そうやって誘致した結果得られるもの、例えば税収、雇用者の給与、給与からの税収、さらには、経済の活性化や地域の活性化などの「波及効果」は、果たして「削った身」に見合っているのだろうか。仮に、これだけの身を削って企業誘致ができたとして、その「効果」が削った身に全く見合わないのであれば、造成事業や企業誘致をやめて、その分の県費を別の使い方での経済の活性化や地域の活性化のために使うこともひとつの道ではないか。

企業が工業団地を選択する理由は、何も安さや利便性だけではない。競争力にハンディがあるなら、それを超えるだけの、何かの「プラスアルファの魅力」をみつけること、なければ作ることに、県は持てる英知とエネルギーを集中して傾けるべきだ。

「優秀な労働力」、ハイグレードな技術をもつ技術者が地元で安定的に雇用できるなら、企業にとっては大きな魅力になりえるだろう。魅力を新たに作り出すには、時間がかかる。知恵もしばらねばならない。「プラスアルファの魅力」を作り出すことに早くとりかかり、早くそれを実現することが肝要だ。

指摘の点についても検討を加え、提言を行っていくことも必要であると考えている。

- ・ 県営工業団地を中心に県外企業を本県に誘致するため、他県に先んじた優遇制度の充実を図るとともに、企業の増設、進出情報を入手し、また毎年度、誘致すべき重点業種や工業団地別に活動方針を整理した企業誘致活動方針を立て、誘致活動を展開している。

企業誘致は、地域経済における雇用の場の確保や税の増収など視点から、費用対効果も勘案しながら実施している。

- ・ 本県に企業が進出するにあたり、インセンティブはもとより優秀な人材の確保が容易であるとの認識が強いことから、人材の確保にも力を傾注したい。

第7章 江の川水道事業

第五 「高料金」への対応

江の川水道の料金は平成23年度から、急激に安くなっていく。このままの設備で水道事業を行なっていけば将来急激に料金が安くなるのは事実であり、将来の安くなる分を現在に先取りしておく料金の「平準化措置」は一見合理的に見える。平成15年度は、江津市だけが「平準化措置」を希望した。

しかし、料金体系の基本を変えずに、希望した市町のみ措置をするというこのようなやり方は望ましくない。料金体系のあり方について長期的な見通しに立って再検討をすべきである。

基本料金の計算に含まれるものは参画水量割で割り当てられ、使用料金の計算に含まれるものは契約水量割で割り当てられる。

平成元年度に、それまで、「基本料金」算定式に入れていた「固定管理費」を「使用料金」算定式に移すという変更をしたということは、それまで、参画水量より少ない契約水量の市町の負担が減って、その分を参画水量に近い契約水量の市町が負担することになる。

この計算式変更にあたっては、参加市町の合意を得ているが、参画水量と実際の需要との乖離を埋めるための「高料金」対策のために参画水量に近い契約水量の市町の「住民」が負担を負うことになることからすると、住民の十分な理解と納得を得る必要がある事項である。

第六 当事業について

参画水量と実際の需要が乖離することが「高料金」につながるため、新たな広域水道事業を構築する際には、その乖離をできるだけ小さくしなくてはならない。

当事業では、「高料金」状態に対して県費からの繰出しによって対応してきたが、逼迫する財政の中で、全ての県民が利益を享受するわけではない水道事業にどこまで県費を投じることが許容されるか、さらに、県はどこまで高料金対策をすべきかが課題である。

・ 水道料金の算定は、毎年度必要な資金のみ料金に織り込む資金ベース方式で行っており、建設当時の企業債償還が完了する平成23年度以降は、料金が急激に安くなる。

本方式は、その都度資金調達を行うことを前提とし、将来の再構築資金を一切確保していない。

今後、受水団体及び県民の理解を得た上、損益ベースの料金体系への切り替えを検討していきたい。

・ 平成元年当時の計算式の変更にあたっては、関係市町の合意を得て実施したものである。

水道料金の算定にあたっては、今後とも受水団体及び県民の理解が得られるよう努力したい。

・ 高料金対策は、基本的には市町が考えるべきものである。企業局としては、広域化対策として一般会計からの繰出しを受けて、受水団体の負担軽減を図っている。

今後、水道料金は、企業債償還の完済に向かって逡減されていくものと考えている。

第8章 斐伊川水道事業

第四 料金に影響を及ぼす事項について

料金は事業費総額から決まってくる。事業費総額が増えれば、それは料金に反映される。この事業の事業費が増える原因のひとつは、給水域が広いために長大な配管

・ 尾原ダムを水源とする水道用水については、東部地域の水道用水が不足するとして市町村からの広域的水道整備計画策定の要請を受けて協議を行い、計画決定した。

を要し、その送水管の事業費がかかるためである。

市町村の参画水量は、市町村合併という新たな状況が生まれていることから、この点を踏まえた再検討もなされるべきではないか。

ダム工事負担金は、アロケーションにしたがって負担することになるので、ダムの総事業費が増大すればそれだけダム負担金も増える。これを市町村の立場から見ると、ある金額のダム工事負担金を前提とした料金を想定して、広域水道事業への参画を決めたのに、その後、ダム工事負担金が増えれば、より高い料金とならざるを得ず、しかも、それが一体いくらになるのか予測はつかない、ということである。

しかも、仮にダム工事負担金が増えたことによって料金が高くなったとしても、市町村は実質的には参画を取り止めることができない。さらに、国の行なうダム事業の事業費が増大することについて、市町村が実質上、関与できるわけでもない。

料金が高くなれば、市町村は、その負担を受水住民に求めるか、市町村自身が財政負担で負わなければならない。

水道は住民にとって必ず必要であることからすると、当初計画の事業費で水道料金は確定してしまい、その後のダム工事費の増大分は水道料金には反映させないという考え方、すなわち、国もしくは県が、事業費増大分を負担するという考え方もあってもよいのではないかと考える。

当事業において需要予測はどのようになされたか、そして実際の水需要は、需要予測どおりになるのか。

企業局は、料金単価試算の際に、給水開始時点の契約水量を21,400トンとし、平成34年度までに参画水量(35,400トン)通りの契約水量となる前提で料金単価を試算している。仮に、参画市町村の実際の契約水量が必要予測量に達しない場合には、料金単価が高くなることになる。

受水量の需要予測は基本的に人口の増加予測と一人当たりの最大給水量の増加予測に基いて算定されているが、統計資料からすれば人口増がないか、むしろ人口が減少していることが考えられる。

一方、一人当たりの最大給水量予測にあたっては、下

・ 旧市町村間での水融通は、水道施設が旧市町村単位で完結していることから、新たな施設の建設と費用が必要となり困難と考えられる。また、合併をしても、旧市町村毎の状況に変化はないと考えられ、受水市町も同様な考えである。

・ 尾原ダムの建設に関する基本計画の変更にあたっては、特定多目的ダム法に基づき、ダム事業者と共同事業者との調整が整ったことを確認したうえで必要な事務手続きを行っている。

本県としては、尾原ダムの早期完成に向け、ダム事業者である国及び関係市町との連携により事業の促進を図っていく。

・ 水道事業は、その建設に要した費用は料金による回収(受益者負担)が原則であり、高料金対策は別の課題である。

なお、ダム事業変更に伴うダム負担金の増加額の用水供給事業費に占める割合は約6%に過ぎず、水道料金を著しく高くする要因となるものではない。

・ 平成4年12月に策定した広域的水道整備計画での需要予測については、市町村の給水実績及び市町村が立てた需要計画を踏まえ、需要量の推計を行ったところである。

・ 現計画の需要予測は、平成14年から15年に見直しを行ったものであり、市町村が立てた需要予測を踏まえた上で、人口や一人当たりの最大使用量など種々のデータは過去10カ年の実績を基に、一般的に用いられる統計手法により推計している。

水道普及率の上昇、節水への意識転換や節水型機器等の普及なども考慮する必要があるだろう。

第五 料金対策

総事業費が確定すれば、あとはかかった事業費を誰が負担するのか、つまり、事業費をどこまで料金に転嫁するのかという問題になる。

事業費のうち、料金転嫁する部分が大きければ高料金となり、料金転嫁する部分を少なくするのであれば県もしくは市町村の実質的な負担を伴う「高料金対策」をしなくてはならない。当事業において県はどこまでの県費を投じて「高料金対策」を取るのか。

島根県では、事業初期の料金単価を抑えるために、当年度の企業債元利償還分を料金回収する「資金ベース」をとってきた。一方「損益ベース」は、建設費の減価償却費や企業債利息等を料金で回収するものである。

「資金ベース」の考え方は、企業としての「損益」とは無関係なので、減価償却費が単年度の元金償還額よりも多ければ赤字になり、逆に元金償還額が減価償却費よりも多ければ、損益は黒字になる。出資金比率の高い当事業では、「資金ベース」と「損益ベース」の開きが大きく、企業局の試算では計画通りの供給が行えたとしても30年間で24億円の累積損失が生じる。

「受益者負担」と「独立採算制」を原則とする企業局において、このような大きな損失を出すような料金算定方法を取り得るのか、大いに疑問である。

本来「出資金」は、生産設備の基本となるものの取得または構築に用いられ、減価償却の過程の中で少しずつ料金または代金から回収され、内部留保された後、再投資されることとなるものである。

「損益ベース」では、出資金相当額を含めて3分の2を料金回収するので、そのうち、企業債償還分を除いた3分の1(出資金相当額)は事業再構築資金とすることができるが、「資金ベース」だと料金回収するのは、主として「元利償還金部分」なので、料金は元利償還金支払にほぼ全て回されてしまうことになり、事業期間経過後、手元に事業再構築のための資金が残らない。事業再構築の資金が残らなければ、新たに県費から巨額の投資が必要となるが、現状では設備更新に対する国庫補助金はなく、「出資金」も水道料金で回収していないため、全額を新規に投資して設備を更新することになり、負担

・ 独自の高料金対策を行う考えはない。

・ 独自の高料金対策を行う考えはない。

を次の事業の世代に回すことになる。

水道が住民の生活にとって必ず必要なものであることからすれば、3分の1の出資金を県の一般会計から負担した上で、なお、事業再構築資金を得られないような料金算定方法をとってまで、高料金対策をすることが妥当なのかは疑問である。

第六 当事業についてのまとめ

当事業は、当初から高料金が懸念され、参画市町村は料金引き下げを要望してきた。今、当事業においてできることは、残りの事業費をできるかぎり節減すること、需要に応じて建設できる部分については、需要に応じて建設をし、不要・不急な支出を抑えることだけだ。

「出資金」は本来、回収すべきものであることからして、将来、料金からの回収を検討すべきものとする。

「出資金」を料金から回収することとなれば、この分料金は高くなる。参画市町村との十分な協議と理解が必要なものとする。

料金を引き下げるということは、県費負担を意味するが、県の財政状況、そして、企業局の「水」を受ける住民が県民の全てではないという事情からすれば、県が「水」の確保についてどのようなビジョンにたって当事業を立案・計画・実施してきたのか、今後どのように当事業を行っていくのかを参画市町村と県民への説明を尽くしながら、これを進めていくべきものとする。

- ・ 料金算定にあたっては、損益ベースの算定方法により出資金も含めて料金回収を行い、再構築に充てる方向で検討している。参画市町村に対しても理解を得ていく方向である。

用水供給事業は、現在の飯梨系と建設中の斐伊川系及び各市町の自己水源を合わせた圏域全体の水供給システムと危機管理システムとを併せた総合的な観点から考えていかなければならない。その中で、需要に合わせた整備が合理的なものについては、段階的な整備を行っていくこととしている。また、参画市町村との協議は引き続き密に行うとともに、ホームページを活用して広く情報の提供を行っていききたい。

第9章 神戸川工業用水道事業

第四 当事業の事業計画の変更より言えること

当事業は、今は具体的な需要を見込んでいるわけではないが、出雲市の企業誘致の「可能性」の幅を、「用水型」企業にまで広げるための事業だといえる。

「可能性を広げるための事業」は、具体的な需要見込に基づく事業よりも、投じた資金が回収できないリスクが当然高い。しかしそれでも「将来の企業誘致の可能性を広げるため」の工業用水道事業はもちろんあり得る。

だが、将来の「可能性」への投資はリスクが高い以上、少なくとも、「現時点で具体的な需要見込はないが、将来の企業誘致の可能性を広げるためにあえてリスクをとって当該事業をする」として表示され、検討されなくてはならない。全ての施策を行なうだけの県費がない中で、県の施策の中でどのような優先順位をつけるのか、どこまでの県費を投じるのかという判断も、このことを前提

- ・ 企業誘致に当たっては、地元市町村とともに、当該エリアに誘導したい対象企業に対して県内各エリア、各工業団地の特性や地域の立地環境、産業構造、人材の状況などを念頭に置きながら活動を展開している。

- ・ 志津見ダムの利水は、将来の水資源開発を踏まえ、工業用水道事業をもって参加して多目的ダムにする県の方針決定がなされたものである。

また、志津見ダムの建設は、県の重要施策である斐伊川神戸川治水対策「3点セット」の一環として進められている。

- ・ 企業局が実施する場合は、将来の見通し、リスクを回避する具体的な措置を事前に検討していききたい。

になされるべきだ。

また、当事業を決定した県とそれを求めた地元市は、当事業に一定の責任がある。県と地元市は需要の実現のために、こぞって企業誘致に取り組まねばならない。

第五 当事業の採算性と県費負担の見込

当事業においては、給水開始直後から40年間という長期間、45円/トンで9,300^mを毎日売水できるというシナリオをもって初めて採算がとれる。しかも、採算がとれるといっても、企業債支払利息の全額の「補助金」繰出し、一般会計「貸付金」の低利優遇措置に伴う県の資金調達金利との差額の県による負担を前提としている。(単価を引き下げるのであれば、売水収入が相当程度少なくなるので、「貸付金」が多くなる。)他のケースでは、給水開始後40年たっても、県費「貸付金」元利償還が残るとともに、損益計算上、利益は出ない。

以上からすれば、当事業はおよそ、「独立採算」となり得ない事業である。

第六 採算性がないのは何故か

ダム負担金は、予め定めたアロケーションにしたがって参画事業者が負担するものなので、ダム事業費が増えれば参画事業者のダム負担金も増える。

志津見ダムは、当初、平成9年度完成とされていたが工期が大幅にずれ込むとともに、ダムの総事業費が660億円から1,450億円と2倍以上になった。当事業の場合、平成13年度に、取水量を3万トンから1万トンに落としているので結果的に、ダム負担金の総額は52億8千万円から39億1,500万円に減ったものの、1トンあたりのダム負担金は2.2倍になった。

事業の採算性は、原価によって大きく左右される。総事業費の約7割を占めるダム負担金がトンあたり2.2倍になったことで、当事業の採算性は著しく低くなった。

そもそもダムの工期は長期間を要するものであり、その間に、経済状況の変化等によってダム事業費が変動することはあり得るだろう。しかし、ただでさえ長い工期がさらに13年も延長し、その結果、事業費が当初計画の2倍以上となることは、通常の予測の範囲を超える。工業用水道事業計画時にそこまで予測をして、事業計画を立てることはもともと不可能に近いのではないかとさえ思われる。しかも、国のダムである志津見ダムの場合、工期延長や事業費増大のプロセスに企業局は「利水者と

・ 企業局が実施する場合は、将来の見通し、リスクを回避する具体的な措置を事前に検討していきたい。

・ 志津見ダムの建設に関する基本計画の変更にあたっては、特定多目的ダム法に基づき、ダム事業者と共同事業者との調整が整ったことを確認したうえで必要な事務手続きを行っている。

本県としては、志津見ダムの早期完成に向け、ダム事業者である国及び関係市町との連携により事業の促進を図っていく。

・ 企業局が実施する場合は、将来の見通し、リスクを回避する具体的な措置を事前に検討していきたい。

しての意見を求められている」というものの、企業局が関与できる余地は少ない。

計画時に一定幅を持って利水権金額を定めて参加できるようにしくみがなければ、「独立採算」が可能な事業として、企業局が工業用水道事業を計画することは難しいのではないかと考える。

第七 当初計画時の採算性に関する疑問及び当事業は企業局で行なうべきかについて

果たして当事業は、当初計画の 3 万トンであれば採算が取れる事業だったのか。企業局の事業は原則として「独立採算」が求められており、採算性があるか否かは非常に重要な問題である。

それにもかかわらず、当初計画時、計画変更時に具体的な損益や収支を算定した事業計画が作成されない事実は異常である。

法の趣旨からすれば、計画当初から採算性がとれないこと、企業債利息を「補助金」、元金を「貸付金」で支払わねばならないことを認識しながら、当事業を企業局で行なったことは、問題である。

当事業では、企業債利息を全て（供給開始後の期間も含む）一般会計「補助金」で支払う。一方、水道事業の企業債利息には一般会計「補助金」は繰り出されず、供給開始後は基本的に水道料金に含まれ、水道料金が高い場合には、「高料金対策」を別途行なって補助することになる。工業用水を整備することにより用水型企業を誘致し、雇用を促進することに公益性が認められるとはいつても、直接の受益者が工業用水道事業では企業であり、水道事業では広く受水住民であることを考えると、矛盾を感じる。

また、企業債利息が「補助金」で賄われることによって、当事業における工業用水の本当の原価（企業債利息を算入した原価）がわからなくなり、結果として、当事業の真の損益を見誤らせることにもなる。

当事業は、仮に、当初計画では 3 万トンの売水ができれば採算がとれるはずだったとしても、平成12年度に計画取水日量 3 万トンを 1 万トン（給水量9,300トン）に変更した時点で、企業局の試算では採算性が相当低くなっている。いずれの試算でも、現時点での「貸付金」は返済できず、企業債の利息支払もできない。返済できない

・ 企業局が実施する場合は、将来の見通し、リスクを回避する具体的な措置を事前に検討していきたい。

・ 工業用水道事業の円滑な推進及び企業立地の促進を図るため、政策的判断から工業用水道事業の建設利息等の支払資金を助成することにより、営業開始時における資本費を軽減することを目的として補助金を交付するものである。

・ 企業局が実施する場合は、将来の見通し、リスクを回避する具体的な措置を事前に検討していきたい。

見込の「貸付金」及び支払うことができない企業債利息額がそのまま「責任額」となる。

遅くとも計画取水日量を変更した時点で、一般会計による責任の明確化を実施すべきではなかったか。

第八 当事業の「これから」について

給水開始後40年後の現金収支差引後残額（県費繰出 - 現金収支）の比較による県の結果的な「負担額」だけ考えると、5,000トン売れば何もしないよりよいことになるが、その差は40年間で6千万円、年平均で150万円に過ぎない。

しかも、5,000トンを売水するために専用施設を建設するには、20億5千万円余の支出が確実なのに、5,000トンの売水収入が得られるかどうかは不確かだ。

一方、何もしないのであれば絶対に収益は得られないが、専用施設工事費は支出しないですむ。

専用施設を建設するかどうかやその規模の判断にあたっては、県の「負担額」の単純な比較だけでなく、これらの点も考慮されるべきである。

県の「負担額」は、売水量によって大きく違ってくる。専用設備を建設すべきか、規模をどうするかを判断するには、現実に何トン売れるのかを厳密に予測することが非常に重要になってくるのだから、専用施設着工は、需要見込の確定とできるだけ連動させて行なうべきだ。

最大供給先である出雲市の「新ビジネスパーク」への進出企業の予定を正確に予測することは不可能にしても、少なくとも既存企業の水需要が当初予測どおりであると確約が取れること、「新ビジネスパーク」の進行状況において、工水専用施設を最も遅らせて着工させることが可能な時点を設定すること、専用施設について段階的に着工できるようにそれぞれの施設の施工期間を明確にし、段階的に最も遅らせて着工することが可能な時点を設定することなどの具体的な要件を予め設定し、その要件が満たされなければ着工しないとするは、県の大きな負担を意味する決定がいつの間にかなされることを繰り返さないためにも是非とも行うべきである。

工業用水道を設置することで、企業誘致ができれば、雇用増大、税収増等がありうる。売水収入だけでは採算がとれないとしても、これらの企業誘致によるプラスがあるのなら、当事業は県としてトータルでは「ペイ」

・ 企業局が実施する場合は、将来の見通し、リスクを回避する具体的な措置を事前に検討していきたい。

・ 工水専用施設の整備に当たっては、企業の需要が発生してから着手するのでは企業の要求に応えられない。このためある程度の量を供給可能な状態にしておく必要があるが、その時期や量については県の負担が不必要に大きくならないよう合理的な判断に基づいて実施したい。

・ 企業局が実施する場合は、将来の見通し、リスクを回避する具体的な措置を事前に検討していきたい。

・ 企業誘致の地域経済に与える波及効果（優遇措置の妥当性、税の増収見通しなど）の推計・試算をベースとする企業誘致活動の行政評価や企業立地に対する経済効果測定を勘案して活動を実施したい。

すると考える余地がある。

だが、これらについては、進出企業の設備投資額、企業収益や雇用者増、雇用者給与の見込み等に基づき、企業誘致による島根県自身への収入（税金）、県の経済への波及効果について、ある程度の具体的な数字がない限り、議論も検討もできない。県として、そのような試算を試みるべきと考える。

ダム撤退者に課せられる負担金や工業用水補助金の返還など、事業廃止のコストは巨額である。また、事業の休止、廃止の場合には、事業収入が得られず、水源費のための企業債元利返済のための支払のみを行なうことになる。

事業を継続して、なにがしかでも収益を得た方が前向きであるようにも見えるが、収益をあげるために必要な今後の追加の支出（＝専用施設建設の費用）と、今、事業を凍結した場合の費用（工業用水道事業への国庫補助金返還等）を比較し、さらに、収益を挙げられるだけの需要が見込めるかの厳密な予測なしに、事業継続を決定することはできない。

ここでやめてはこれまでの投資が無駄になるという理由のみで事業を継続するとすれば、今、この時点で事業を凍結するよりも、より大きな傷を負うことになるかもしれない。

当事業をやめれば、出雲地域に工業用水道を得られなくなるというデメリットについては、工業用水道がないことがどれだけ企業誘致にマイナスになるか、当事業を行わなければ、いわゆる「用水型企业」の誘致可能性がどれだけ閉ざされるのかを検討する必要がある。

循環再利用型の企業が増えていること、用水利用の量が減っていることは、大規模な工業用水道事業を行わなくとも、「用水型企业」を誘致できる可能性があることを示している。例えば、循環型設備設置への補助金等を出すことによって、利用水量を仮に3分の1にできれば、単純に考えて45円の3倍の上水の値段であっても企業の用水コストは同じになる。しかもこの方法ならば、立地が決まった企業に補助をするのだから、県費を投じたが企業が来ないというリスクはほぼない。

また、当事業は、志津見ダム以外では工業用水の水利利用の権利は得られないことを前提としているが、当事業計画当初からすでに20年近くが経過し、社会・経済情

・ 企業局が実施する場合は、将来の見通し、リスクを回避する具体的な措置を事前に検討していきたい。

・ 企業が新たに地方に立地するに当たっての判断材料として、新規立地に当たってのイニシャルコスト、将来にわたるランニングコストや人材の確保の見通しなど、さまざまな条件が検討される。

企業活動にあっては環境対策や地域との共生を標榜するため、ゼロエミッションなどの循環再利用型企業が増えてきている。しかしながら、業種、業態により水質、水量が異なるため、企業の要望に応える対応をしていきたい。

・ 企業局が実施する場合は、将来の見通し、リスクを回避する具体的な措置を事前に検討していきたい。

勢の変化の中で、ダム以外の方法で工業用水獲得の道は本当はないのか、検討してみる価値はないのだろうか。

第九 当事業についての報告を終えるにあたって

当事業をこれからどうすべきかを定めるには、上記をはじめとする様々の要素について可能な限りの数値を試算し、具体的な予測を行い、事業を「休止」「廃止」した場合の影響を考える必要がある。

当事業については、再評価委員会がすでに「継続」の意見具申を行なったが、「継続」が決定しても、上記したような様々の要素についての予測、測定を行なわなくてよいということにはならない。いつ来るかわからない次の新たな「変化」に即応して的確に対応するために、「引き出し」から取り出せる情報やシミュレーションを蓄えておくべきだ。

専用施設を建設し、給水を始めるのであれば、企業誘致に全力をあげるべきだ。

その際には、当然、江津拠点工業団地を含めた、工業用水利用企業誘致の「全県の戦略」が作られるべきだ。工業用水道があり、インターチェンジに近いというだけではない、プラスアルファの魅力を作りだすことに、県庁は持てる英知を傾けるべきであり、広く県内外にも英知を求めるべきだ。

先行する八戸川工業用水道事業、江の川工業用水道事業に多くの県費負担をすることとなったという苦い経験はどう分析され、どう活かされたのか。当事業についても、その経緯を県として振り返り、どの時点で、どういう根拠、どういう数字に基づいて下したどのような判断によって、現在の状況となったのかを分析する必要がある。

・ 今後の事業のあり方について、関係機関と十分な協議をしていきたい。

・ 誘致活動は知事自ら行うトップセールスから職員の地道な情報収集、企業訪問活動、フォローアップ活動にいたるきめ細かな活動を展開している。

今後とも知恵を絞り、広く県内外にもネットワークを広げ、誘致活動を展開するよう検討したい。

・ 状況の変化により、水量の見直しを行っているが、更なる情報の収集と今後の事業のあり方についての関係機関協議を行っていきたい。

第10章 会計処理に関する問題点について

1 補助金を受けて取得した固定資産の減価償却の方法について

民間企業が補助金を受けて固定資産を取得する場合、企業会計では最初から補助金分を除いた額を取得価格とし補助金は計上しないか、もしくは、国庫補助金分を取得価額に含めるのであれば、取得価額全体について通常の減価償却を実施したうえで、利益処分において補助金等積立金（利益剰余金）を取崩す（減価償却に対応する

・ 資本剰余金のうち、本来取り崩されるべき部分に相当する額について、県民にわかりやすいものという観点から、貸借対照表の中で注記を行いたい。

取崩しを行う)。

これに対して、企業局では、補助金相当額を取得価額から除いて減価償却をする一方で、補助金は資本剰余金とし、毎年の取り崩しは行なわない。そして、固定資産の除却や売却の時点で、固定資産の計上額と補助金額を一度に処理をする(固定資産は除却・売却処理し、補助金額は一括取り崩し)。

固定資産は、補助金で手当てした部分があってもなくても、生産のために使用すれば、全体の価値が減耗していく。企業局会計のように補助金部分を減価償却しないと、固定資産の毎年の減価償却額(減耗分)が小さくなって減価償却が進まず、貸借対照表の「固定資産」の部分に実際の固定資産の価値よりも大きな数字が表示され、「資産の部」が大きくなってしまふ。

「補助金」は、「資本の部」の「剰余金」の内の「資本剰余金」に計上される。企業局会計ではその取り崩しを行なわない結果、「資本の部」が大きくなってしまふ。

企業局の取得する固定資産は時には数十億、数百億円という大きな額になり補助金の額も大きいこと、さらに、減価償却期間が長いことから、貸借対照表上の差異は大きく、事業実態を見誤らせる可能性も大きくなる。

「補助金」が企業局の事業における受益者負担分の軽減、すなわち、料金軽減のために支出されている場合に、「補助金」部分も含めて減価償却をしたとしても、料金算定にあたって、減価償却費のうちの補助金相当額を除けばよい。

この点からすれば、資本剰余金の取り崩しには制限があるが、企業会計のように、全額減価償却をした上で、資本剰余金の取り崩しを行なう会計処理も考えられる。

企業の経営には、事業実態を正確に表すことが必須である。だとすれば、例えば資本剰余金の国庫補助金のうち、本来取り崩されるべき部分をわけて表示するなどによって、事業実態を正確に表す表示をする工夫がなされるべきである。

2 「借入資本金」

一般会計からの「貸付金」(企業局にとっては借入金)はすべて、「貸借対照表」の「資本の部」の「借入資本金」の内の「他会計借入金」に計上されている。しかし、「借入資本金」は「資本金」と同じく事業活動の基礎となる設備等の建設または改良を目的として借り入れた

・ 資本剰余金のうち、本来取り崩されるべき部分に相当する額について、県民にわかりやすいものという観点から、貸借対照表の中で注記を行いたい。

・ 未成宅地から完成宅地に振り替える処理に併せて指摘のとおり改める。

「貸付金」のみであるので、資金繰りのための「貸付金」を「借入資本金」に計上すべきではない。資金繰りのための「貸付金」は、「負債の部」「固定負債（または流動負債）」の「他会計借入金」勘定に計上すべきである。

設備投資のためにした借入は本来、事業収入で返済すべきものである。だから、これができずに、返済の為の新たな借入をするということは、その企業の財務状況が悪化していることを意味する。一般企業ではこのような返済の為の新たな借入をした場合には、その借入は、固定負債または流動負債に計上されることによって、貸借対照表上にも財務状況が正しく現れるようになっている。

企業局における、企業債の元利償還等のための「貸付金」は、一般企業でいう返済のための新たな借入と同じである。現在の企業局における会計処理では、「借入資本金」に計上されることによって、「資本の部」の計上金額が大きく、「負債の部」が小さくなり、一見すると財務状況を見誤らせることにもなりかねない。

3 退職給与引当金の計上方法

企業局では公営企業法に基づいて、退職給与引当金を設定している。その設定基準は、電気事業、工業用水事業・宅地造成事業、水道事業それぞれで異なっている。これは各事業の料金設定において採用されている基準をそれぞれ会計処理上も採用しているためである。

退職給与の引当の趣旨は、適正な期間損益計算を行なうために、当期に費用額とすべき金額を計上することなので、事業ごとに、異なる基準を採用しなければならない必然性はない。

企業局の退職給与の支給実態に見合う基準に出来るだけ統一するよう検討すべきである。

4 退職給与の負担方法及び損益計算書への計上方法について

企業局を最後に退職する職員は、県への入庁から退職まで継続して企業局に在籍していたわけではなく、また、知事部局を最後に退職する職員の中に、企業局の在籍期間がある職員もいる。

現在、退職金は、退職時の給与を元に算定される退職金額全額を、単純に在職月数に応じて、各事業及び知事部局で負担するようになっている。

入庁まもない頃の期間と退職間際の期間では職位が異なり、結果として給与の額が相当異なる。それにも関

- 退職給与金の算定にあたっては、各事業における料金交渉に応じた算定方法をとる必要があることから統一することは困難である。

- 退職手当は、退職時の給料月額を元に算定されるため、在職時の物価水準・給与水準が退職時と異なる中で、在職期間の給与を反映させて負担額を算定することは困難である。

また、現行の負担方法は、長期的に考えた場合においては平準化が図れることから、事務の煩瑣を避ける観点からもこの方法によることは妥当と考えている。

ならず、現在のように、単純に在職月数に応じて割り振る方法では、給与が低い時期も高い時期も全く同じにみなして負担していることになる。

正しくは、企業局在職期間の給与、知事部局在職期間の給与を反映させて、退職給与負担額を算定すべきである。

退職給与を損益計算書に計上する際は、「営業費用」「一般管理費の退職給与金」「事業外費用の雑支出」「事業外収益の雑収益」としてそれぞれ計上されているが、これは、企業局会計と一般会計との資金のやりとり、収支額を表したものであり、損益計算上は意味のある数字ではない。退職金を損益計算書に費用として計上する趣旨は、その退職金が事業による収益獲得に貢献しているからである。

したがって、損益計算において意味のある退職費用は企業局退職者への支払い退職金額、知事部局退職者の企業局負担額及び企業局退職者の一般会計負担額の計上額であり、費用は加算、収益は減算した結果算出した金額であり、これを損益計算書に示すべきである。

5 未成宅地に含まれる建設利息及びその他の関連費用について

島根県企業局では宅地造成事業において、基本的な造成を終了しても「完成宅地」に振り替えず、「未成宅地」勘定のままにしている。そして、造成終了後も企業債利息及び管理費用を「未成宅地」勘定に計上し続け、土地が売却された時点で、造成終了後の建設利息、管理費用も含めて、「完成宅地」に振りかえている。

「未成宅地」に「建設利息」等を算入するのが認められるのは、土地造成事業が予定事業期間内に正常に行なわれ、それが完了した時までである。予期し得なかった事態の発生により、開発の工事が異常に延びることとなった場合、開発計画の変更によって、開発工事が中止されたような場合等の、正常でない期間の支払利息等は算入すべきではない。これを算入してしまうと、原価性のないものが取得価格に含まれてしまうことになる。

「完成宅地」に振り替えれば、「営業外費用」となるべき「建設利息」が「営業外費用」に計上されないために、「損益計算書」が「完成宅地」に振り替えた場合よりも、収益力があるかのような表示になるとともに、「資産の部」にある「未成宅地」に、「建設利息」を乗

・ 損益計算書への計上方法については、平成16年度の処理からすでに改善を図ったところである。

・ 「未成宅地」勘定から「完成宅地」勘定への振替については、一般会計と企業会計間の責任と負担のあり方、資金調達方法など総合的な観点から検討を行いたい。

せ続けると、「資産の部」の計上金額が大きくなり、一見すると数字上は資産価値が増加していくかのように表示されることになる。

「未成宅地」勘定のまま、「建設利息」等を乗せ続けることは、企業局の事業実態を見誤らせる表示がなされることになり、売却が進まず売れ残っている土地を「未成宅地」のまま会計処理することは妥当ではない。

6 建設仮勘定に含められる建設利息及びその他の関連費用について

島根県企業局では、事業が実質的に動いていない場合にも、建設利息やその他関連費用を、その事業の取得価額に含めている（建設仮勘定に追加計上されている）。

「建設利息」を「建設仮勘定」に算入できるのは、事業が正常に行なわれ、それが完了した時までである。予期し得なかった事態の発生により、開発の工事が異常に延びることとなった場合、開発計画の変更によって、開発工事が中止されたような場合等の、正常でない期間の支払利息は算入すべきではない。

建設仮勘定は「建設途上」の事業において設定される科目なので、事業開始の目処がないのに「建設仮勘定」に置かれていると、あたかも「これから事業が始まる」ように表示されることになるとともに、貸借対照表の「資産の部」にある「建設仮勘定」に、「建設利息」やその他関連費用を乗せ続けると、「資産の部」の計上金額が大きくなり、一見すると数字上は資産価値が増加しているかのように表示されることになる。

「建設仮勘定」のまま、「建設利息」等を計上し続けることによって、企業局の事業実態を見誤らせる表示がなされることになる。これらには疑問があり、再検討すべきである。

7 未払利息の計上について

一般会計からの「貸付金」について、利息を約定しているものの、支払時期については「土地が売却されたときに協議する」とされ、利息が支払われていない場合があった。この際、未払利息についての会計処理がなされていないかった。

利息は期間の経過に応じて発生しているものであり、実際の支払が、「土地が売却されたとき」であったとしても、少なくとも、毎年、損益計算書上は費用として、貸借対照表上は未払利息として計上する会計処理がなさ

・ 「建設利息については、固定資産の建設のために充当された資金の利息で当該資産の使用開始前に属するものは原則として当該資産の取得価額に含めるべきものである。」

「建設仮勘定の精算は、あくまで当該建設改良工事が完了した時点、すなわち当該工事の検収終了時にすみやかに行われなければならない。」（公営企業の実務講座より）

以上の記述から、「建設利息」等について、建設改良工事完了までは建設仮勘定で取り扱い、開業後から費用として取り扱うことは妥当なものと考えている。

・ 宅地を未成宅地から完成宅地に振り替えた段階で、収益的支出予算の営業外費用で計上する。

れるべきであり、この点は直ちに改めるべきである。

